

(第一類 第五号)

第五回國会 法務委員会議録 第十六号

衆議院

法務

委員

会議

錄

第

十六

号

昭和二十四年五月七日(土曜日)

午後二時二十八分開議

出席委員

委員長 花村 四郎君

理事北川 定務君 理事金原 舜二君

理事高木 松吉君

押谷 富三君 佐瀬 昌三君

田嶋 好文君 牧野 寛素君

猪俣 浩三君 田方 廣文君

上村 進君 三木 武夫君

出席政府委員

(調査意見第一局) 関根 恵一君

(法務廳事務官) 齋藤 三郎君

(少年矯正局長) 齋藤 三郎君

(法務廳事務官) 小木 貞一君

(専門員) 村 敦三君

(専門員) 小木 貞一君

本日の会議に付した事件

公述人選定に関する件

少年法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

少年院法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六八号)

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

刑訴法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)

民法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一一四号)

犯罪者予防更生法案(内閣提出第一二五号)

犯罪者予防更生法施行法案(内閣提出第一二五号)

第八章 懲戒(第五十六條第六

條第十五條)

第十一章 罰則(第七十五條第七

條第十九條)

公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案(内閣提出第九四号)(參議院送付)
司法警備職員等指定應急措置法等の一部改正する法律案(内閣提出第九九号)(參議院送付)
一部改正する法律案(内閣提出第九九号)に関する件
議院における記人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正に関する件○花村委員長 これより会議を開きます。
弁護士法を改正する法律案を議題といたします。
附則(第八十條第一項)
第一章 弁護士の使命及び職務二 司法修習生となる資格を得た後、五年以上簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務府事務官又は司法研修所若しくは法務府研修所の教官の職に在つた者。
三 五年以上別に法律で定める大学院に学ぶ学部、専攻科又は大学院において法律学の教授又は助教授の職に在つた者。四 前二号に掲げる職の二以上に在つて、その年数を通算して五年以上となる者。但し、第二号に掲げる職については、司法修習生となる資格を得た後の在職年数に限る。
五 外國の弁護士となる資格を有する者は、最高裁判所の承認を受け、且つ、日本國の法律につき相当の知識を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、第三條に規定する事務を行ふことができる。
六 但し、前條に掲げる者については、この限りでない。

三 懲戒の処分により、弁護士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録をまつ消され、税務代理士であつて許可を取り消され、又は公務員であつて免職され、その处分を受けた日から三年を経過しない者。

四 禁治産者又は準禁治産者。

五 破産者であつて復権を得ない者。

第九章 懲戒委員会及び綱紀委員会(第六十五條第一條)

第二章 弁護士の資格
(弁護士の資格)

第四條 司法修習生の修習を終えた者は、弁護士となる資格を有する。

第五條 左に掲げる者は、前條の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

六 最高裁判所の裁判官の職に在つた者。

七 外國の弁護士となる資格を有する者の特例。

八 外國の弁護士となる資格を有し、且つ、日本國の法律につき相当の知識を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、第三條に規定する事務を行ふことができる。

九 外國の弁護士となる資格を有する者は、最高裁判所の承認を受け、且つ、日本國の法律につき相当の知識を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、第三條に規定する事務を行ふことができる。

十 但し、前條に掲げる者については、この限りでない。

十一 外國の弁護士となる資格を有する者は、最高裁判所の承認を受け、且つ、日本國の法律につき相当の知識を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、第三條に規定する事務を行ふことができる。

十二 但し、前條に掲げる者については、この限りでない。

十三 外國の弁護士となる資格を有する者は、最高裁判所の承認を受け、且つ、日本國の法律につき相当の知識を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、第三條に規定する事務を行ふことができる。

十四 但し、前條に掲げる者については、この限りでない。

十五 外國の弁護士となる資格を有する者は、最高裁判所の承認を受け、且つ、日本國の法律につき相当の知識を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、第三條に規定する事務を行ふことができる。

十六 但し、前條に掲げる者については、この限りでない。

十七 外國の弁護士となる資格を有する者は、最高裁判所の承認を受け、且つ、日本國の法律につき相当の知識を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、第三條に規定する事務を行ふことができる。

十八 但し、前條に掲げる者については、この限りでない。

十九 外國の弁護士となる資格を有する者は、最高裁判所の承認を受け、且つ、日本國の法律につき相当の知識を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、第三條に規定する事務を行ふことができる。

二十 但し、前條に掲げる者については、この限りでない。

二十一 外國の弁護士となる資格を有する者は、最高裁判所の承認を受け、且つ、日本國の法律につき相当の知識を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、第三條に規定する事務を行ふことができる。

二十二 但し、前條に掲げる者については、この限りでない。

二十三 外國の弁護士となる資格を有する者は、最高裁判所の承認を受け、且つ、日本國の法律につき相当の知識を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、第三條に規定する事務を行ふことができる。

二十四 但し、前條に掲げる者については、この限りでない。

二十五 外國の弁護士となる資格を有する者は、最高裁判所の承認を受け、且つ、日本國の法律につき相当の知識を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、第三條に規定する事務を行ふことができる。

二十六 但し、前條に掲げる者については、この限りでない。

二十七 外國の弁護士となる資格を有する者は、最高裁判所の承認を受け、且つ、日本國の法律につき相当の知識を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、第三條に規定する事務を行ふことができる。

二十八 但し、前條に掲げる者については、この限りでない。

二十九 外國の弁護士となる資格を有する者は、最高裁判所の承認を受け、且つ、日本國の法律につき相当の知識を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、第三條に規定する事務を行ふことができる。

三十 但し、前條に掲げる者については、この限りでない。

三十一 外國の弁護士となる資格を有する者は、最高裁判所の承認を受け、且つ、日本國の法律につき相当の知識を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、第三條に規定する事務を行ふことができる。

三十二 但し、前條に掲げる者については、この限りでない。

三十三 外國の弁護士となる資格を有する者は、最高裁判所の承認を受け、且つ、日本國の法律につき相当の知識を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、第三條に規定する事務を行ふことができる。

三十四 但し、前條に掲げる者については、この限りでない。

士連合会から諸問又は協議を受けた事項につき答申しなければならない。

2弁護士会は、弁護士事務その他司法事務に關して官公署に建議し又はその詰問に答申することができる。

(会員及び解散)

第四十三條 地方裁判所の管轄区域が変更されたためにその区域内に在る弁護士会が合併又は解散する必要があるときは、その弁護士会は、組合の決議により合併又は解散する。

2合併については、商法第百條及び第百三條の規定を準用し、解散については、民法第七十三條乃至第七十六條、第七十八條乃至第八十條及び第八十二條並びに民法施行法第二十六條及び第二十七條の規定を準用する。

3弁護士会が合併したときは、合併により解消した弁護士会に所属した弁護士は、当然、合併後存続した弁護士会の会員となる。

4第十條第一項の規定は、前項の場合に準用する。

(弁護士会連合会)

第四十四條 同じ高等裁判所の管轄区域内の弁護士会は、共同して特定の事項を行つたため、規約を定め日本弁護士連合会の承認を受けて

かかる。

第六章 日本弁護士連合会

(設立、目的及び法人格)

第四十五條 全國の弁護士会は、日本弁護士連合会を設立しなければ

ならない。

日本弁護士連合会は、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るために、弁護士及び弁護士会の指導、連絡及び監督に關する事務を行うことを目的とする。

3日本弁護士連合会は、法人とする。

(会則)

第四十六條 日本弁護士連合会は、会則を定めなければならない。

2日本弁護士連合会の会則には、左の事項を記載しなければならない。

1第三十三條第一項第一号乃至第五号、第七号乃至第十一号、第十三号及び第十四号(但し、綱紀委員会に関する事項を除く。)乃至第十六号に掲げる事項。

2日本弁護士連合会の登録、登録換及び登録取消に関する規定。

3当然、日本弁護士連合会の会員となる。

(会員)

第四十七條 弁護士及び弁護士会は、当然、日本弁護士連合会の会員となる。

(調査の依頼)

第四十八條 日本弁護士会は、弁護士及び弁護士会の指導、連絡及び監督に關する事務について、官公署その他に必要な調査を依頼することができる。

(最高裁判所の権限)

第四十九條 最高裁判所は、必要と認められる場合には、日本弁護士連合会に、その行う事務について報告を求める、又は弁護士及び弁護士会に、その行う事務について報告を求める。

2日本弁護士連合会を設立しなければ出する調査を依頼することが出

来る。

(準用規定)

第五十條 第三十四條、第三十五條

第三十七條、第三十九條及び第四十二條第二項の規定は、日本弁護士連合会に準用する。

第七章 資格審査会

(設置及び機能)

第五十一條 各弁護士会及び日本弁護士連合会にそれぞれ資格審査会を置く。

(会員)

第五十二條 資格審査会は、会長及び委員若干人をもつて組織する。

2会長は、その資格審査会の置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会長をもつてこれに充てる。

3委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から会長が委嘱する。但し、弁護士会の資格審査会においては、裁判官又は検察官である委員はその地の高等裁判所若しくは地方裁判所又は高等検察廳長若しくは地方檢察廳檢事正の推薦に基き、その委員はその弁護士会の総会の決議に基き、日本弁護士連合会の資格審査会においては、裁判官又は検察官である委員は最高裁判所又は検事総長の推薦に基き、その委員は日本弁護士連合会の総会の決議に基かなければならぬ。

4委員の任期は、二年とする。

但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(予備委員)

第五十三條 資格審査会に予備委員若干人を置く。

2前條第三項及び第四項の規定は、前條第三項及び第四項の規定は、若千人を置く。

3委員に事故のあるとき又は委員が欠けたときは、会長は、同じ資格を有する予備委員の中からその代理をする者を命ずる。

(会員の身分等)

第五十四條 会長は、会務を総理する。

2会長、委員及び予備委員は、法令によつて公務に從事する職員とする。

3弁護士会は、綱紀委員会が前項の調査により弁護士を懲戒するとき相当と認めたときは、懲戒委員会にその審査を求めなければならない。

2弁護士会は、綱紀委員会が前項の処分を受けた後三十日以内に日本弁護士連合会に異議の申立てすることができる。

3前項の処分については、第十四條第四項の規定を適用する。

4前項の処分については、第十四

二二年以内の業務の停止。

三退会命令

(懲戒の請求、調査及び審査)

第五十八條 何人も、弁護士について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、その弁護士の所属弁護士会にこれを懲戒することを求めることがで

きる。

2弁護士会は、所属の弁護士について、懲戒の事由があると思料するときは又は前項の請求があつたときは、綱紀委員会にその調査をさせなければならない。

3弁護士会は、綱紀委員会が前項の調査により弁護士を懲戒するとき相当と認めたときは、懲戒委員会にその審査を求めなければならない。

2弁護士会は、綱紀委員会が前項の処分を受けた後三十日以内に日本弁護士連合会に異議の申立てすることができる。

3前項の処分については、第十四

條第四項の規定を適用する。

4前項の処分については、第十四

條第四項の規定を適用する。

(日本弁護士連合会の懲戒)

第六十條 日本弁護士連合会は、第

五十六條第一項に規定する事案についてみずからその弁護士を懲戒

することを適當と認めるときは、

(弁護士の欠格事由の適用)

第八十三條 第六條の規定の適用については、從前の計理士法の規定により業務の禁止の処分を受けた者は、懲戒の処分により公認会計士の登録をまつ消された者とみなされ、文官懲戒令又は官吏懲戒令により免官の処分を受けた者は、公務員であつて懲戒の処分により免職された者とみなす。

(從前の弁護士名簿の登録) 第八十四條 従前の規定による弁護士名簿は、この法律による弁護士名簿の登録とみなす。

(從前の弁護士の登録) 第八十五條 従前の規定により法務省の登録又は登録換の請求(從前の登録又は登録換の請求) 第八十六條 従前の規定により法務省の登録又は登録換の請求の進捗とみなす。

(從前の弁護士の事務所) 第八十七條 法務省は、從前の規定により同府に備えられた弁護士名簿その他弁護士及び弁護士会に関する関係書類を日本弁護士連合会に引き継がなければならぬ。

(現存の弁護士会及び弁護士会連合会) 第八十八條 この法律施行の際現に存する弁護士会又は同じ高等裁判所の管轄区域内の弁護士会連合会

は、この法律による弁護士会又は弁護士会連合会とみなす。

2 前項の弁護士会又は弁護士連合会は、すみやかに、その会則又は規約について日本弁護士連合会の承認を受け、なお弁護士会にあっては設立の登記をしなければならない。

3 前項の登記については、第三十

四條第二項及び第四項乃至第六項の規定を準用する。

(同じ区域内の弁護士会の特例)

第八十九條 この法律施行の際現に同じ地方裁判所の管轄区域内に在る二箇以上の弁護士会は、第三十

二條の規定にかかるわらす、この法律施行後もなお存続させることができること。

2 前項の弁護士会は、何時でも合併又は解散することができる。

3 前項の合併又は解散については、

第四十三條第二項乃至第四項の規定を準用する。

(日本弁護士連合会設立の準備手続)

第九十条 日本弁護士連合会の設立について必要な準備手續は、第八

十條に規定する期日よりも前に行うことができる。

(弁護士試補の資格の特例に関する法律の適用)

第九十一条 弁護士及び弁護士試補の資格の特例に関する法律(昭和

二十年法律第十一号)の適用につきは、なお從前の例による。

但し、同法に規定する審査委員会の職務は、この法律に規定する日

本弁護士連合会の資格審査会が行うものとする。

(法律事務取扱の取締に関する法律の廃止)

第九十二條 法律事務取扱の取締に関する法律(昭和八年法律第五十

四号)は、廃止する。但し、同法廢止になした行為に対する罰則の

適用については、なお從前の例によ

る。

○花村委員長 ただいま上程に相なりました弁護士法を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

まず立案の経過を簡単に御報告申し上げます。弁護士法改正法案が正式に國会に論議されたのは第一國会の末期であります。爾來司法委員会において法案の立案を法制局(当時の衆議院法制局)に命じ、草案を提出了のが第二

回に於けることになります。そこで最も懲戒の請求をなすことができる

人にも懲戒の請求をなすことができる

ことにして、國民に対する責任追究に

こたえることとしたのであります。そ

の反面、みだりに懲戒申入れの弊害を

防止するため、綱紀委員会の選択の後

に懲戒委員会を開くことにしたのであ

ります。

第三に、改正法案では弁護士の地位

が一段と向上しているのであります。

第四に、弁護士会に加入することは

現行法でも改正法案でもそのまま

の適正を欠く虞があるものについ

て、常時勤務を要する公務員であつた者で、その地域において弁護士の職務を行わせることが特にそ

の規定があります。ただ第十二條第

三号の、判決事がその就職地においては判決事、学識経験者を入れて

公平を期し、一度は入会を拒絶されて

重であります。これを裏づける品性保持、信頼裏切りの禁止、不適正なる者の入会拒絶等の規定があります。ただ第十二條第三号の規定があります。これが小委員会を通過し、以後開会を設け、三月二十八日以後十数回開会を開いて、四月二十七日成案を得て、これが小委員会を通過し、以後開会を設け、三月二十八日以後十数回開会を開いて、おむね了解を得、本日法務委員会に正式に提案する

ことになります。ただし第十二條第三号と

三号の、判決事がその就職地においては判決事、学識経験者を入れて

公平を期し、一度は入会を拒絶されて

最も議論があつたのであります。裁

判所側、法務廳側の意見を取り入れまし

て、これを公務員として、さらにその

年限を一年に短縮し、これを第三号と

せざ第二項としたのであります。これ

は最も関係の深いところでありますか

ら、修正の條文を朗読いたします。

第五に、弁護士名簿、弁護士の権利義務、弁護士会法律事務の取扱いに關する取扱い、いわゆる三百代言禁止に

ついては、おおむね現行法の通りであります。

なお本法案は在野法曹の運命を左右する重要な内容を有し、條文数も九十

は左の場合に該當し弁護士の職務を行わせることがその適正を欠く虞がある者について、資格審査会の議決に基き登録又は登録換の請求の進達を拒絶することができる。

一、心身に故障があるとき。

二、第六條第三号にあたる者が、除名、業務禁止、登録まつ消、許可

止前になした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例によ

る。

2 登録又は登録換の請求前一年以内に当該弁護士会の地域内におい

て常時勤務を要する公務員であつた者で、その地域において弁護士の職務を行わせることが特にそ

の適正を欠く虞があるものについ

てもまた前項と同様とする。

かようまでき上つたのであります。

第四に、弁護士会に加入することは

現行法でも改正法案でもそのまま

の組合に加入することは、終戦後めずら

ります。しかし自由職業において組合

に当然加入することは、終戦後めずら

ります。しかし自由職業において組合

に当然加入することは、終戦後めずら

ります。しかし自由職業において組合

に当然加入することは、終戦後めずら

ります。しかし自由職業において組合

に当然加入することは、終戦後めずら

ります。しかし自由職業において組合

に当然加入することは、終戦後めずら

二箇條に及ぶ大法案であります。しかし立案の経過は数年にわたり、審議は法務委員会の内外において延人員百数十名によつて審議し盡されたものであります。よつて提案者としては、本委員会において審議を了した原案通りの案文にて本日中に採決に入り、可決されるよう希望する次第であります。

以上で弁護士法改正法案の提案理由の説明を終ります。

何か御質問はございますか。

質問がないようでありますから、討論に入りたいと思いますが、いかがいたしましたようか。——討論を省略することと御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○花村委員長 御異議なしと認め、討論を省略いたします。ただちに採決に入ります。

○本委に賛成の方の起立を願います。

〔絶賛起立〕

○花村委員長 起立絶賛。よつて本案は可決されました。

なお本案は関係方面の了承がいまだ参つておりますので、その了承を得て次第、ただちに本会議に上程いたしたいと思いますから、さよう御了承を願います。また本案の報告書は委員長に御一任を願います。

○北川委員長 この際公判前の証人等に対する旅費日当、宿泊料等支給法案並びに司法警察職員等指定应急措置法一部を改正する法律案、この二つの法律案につきまして議題とされましてただちに討論、採決に入られんことを望みます。

○花村委員長 ただいまの北川定務君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○花村委員長 御異議なしと認めます。よつて公判前の証人等に対する旅費日当、宿泊料等支給法律司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案の二案を一括して議題に供します。
何か御質疑はありませんか。——御質疑がないようでありますから、ただちに討論に入ります。討論はいかがいたしましょうか。
〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕
○花村委員長 討論省略に御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○花村委員長 御異議なしと認めてさようには原案の通り可決いたしました。右両案に対する採決をいたします。右両案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔総員起立〕
○花村委員長 起立総員。よつて本委員会は原案の通り可決いたしました。
右両案の報告書は委員長に御一任願います。
ます。

法案の目的を見ますと、犯罪の予防及び更正、犯罪者の更生というふらになつておりますから、両方の意味があります。うけれども、そのねらいとするところは犯罪者の犯罪予防が主であるのです。あるか、犯罪者の更生をはかるということが主目的であるのか、なぜ私がこの質問をするかと申しますと、予算の関係がどうなつておるのであるか。これは実は私どもが調べなければならぬことがあります。そこで、なまけておりまして、政府委員の方にお聞きするのであります。それがらみ合いであります。思ひますが、もし更生させることを主といたしまするならば、予算といふことが第一に頭に来なければならぬを思ひますが、それからみ合いであります。犯罪者の犯罪予防が主であるか、更生が主であるかお答え願いたいと思ひます。

いたしまして、予算ができたのであります。まして、本年度はきわめてわずかな予算であります。

○猪俣委員 どのくらいになつておりますか。

○斎藤(三)政府委員 予算は総額で、たしか九箇月で二億円くらいだつたと思ひます。職員の数は大体少年審判所と保護委員会の職員で、中央廳におきましては、法務廳の成人矯正局及び少年矯正局、檢務局の恩赦に關係する職員がこれに統合せられますので、専従の職員は五十一人の中央委員及び地方委員が新たに加わりまして、全部で一千十何人かであります。さような數で、予算は從來少年審判所あるいは司法保護委員で認められて來ましたものを九月分組み入れまして、總額で二億円ちやうどあります。なおとくいこの事従の職員だけでは、多数の退所者を保護監督することは不可能でありますので、條文にもござります通りに、司法保護委員というものを今回やはり付属にいたしております。ただ人選につきましては特段に留意するつもりであります。

○猪俣委員 犯罪者の更生をはかるといふ意味が重點になるということになりますと、今二億円ぐらいのものはなだらかの職員の俸給のようなことになつますが、更生をはかるために犯罪者自身に施すことについての施設費その他、助産、そういう意味での何らかの予算といふものはないのですか。

○斎藤(三)政府委員 私どもの方から大蔵省に対しましては相当の予算を要求したのでありまするが、先ほど申上げましたようなことで、若干の授業費といふものと認められております。

の法律のねらいといいたしておりますのは、刑務所なり少年院なりの収容施設において、きつく自由を束縛されて長くおつた者を、無條件で社会に復帰させると、場合に、再犯の率が非常に多いのであります。これが刑務所に入りますると、できるだけ早く将来社会に復帰して更生して行く計画を、受刑者あるいは少年自身も参考させて立てさせまして、それに向つていろいろは保護委員あるいは事務の職員が相談相手になりますと、いろいろな関係のところと十分連絡をとりまして、そろそろ放、仮退院させまして、そうして今度あるいは職業安定の施設、そろそろ年院から出た直後の半年、一年、二年、こういった期間無事に過ごさせて、少年院から出た直後の半年、一年、二年、こういった期間無事に過ごさせて、そろそろして完全に社会に復帰させる、こういうねらいでございます。

が、それにいたしましても「一体この保護援護の方法、更生をはかる」とより

も、ます経済環境を改正してやることが重大問題だと思いますが、まして予算がないのにそういうことが一体おやりになれるのかどうか。ただ法律だけでき、委員だけができる、そうしてそれが大して何もやっておらぬとい

うなこと、そうすると結局予防とい

うことが中心になつて、たとえば執行猶予を受けた人間をしょづちゅう監督

を最初にお聞きしたのは、その意味であります。もちろん更生に中心を置くと言つていながら、更生をはかるべき予算が何もない。そつしてただこれを監督する。見まわりに行づてはただ監督するという、ただ監督が主になつてしまふ法律案ではないか。その点についてお聞きしておりますが、その点のお考えはいかがでありますか。

○斎藤(二)政府委員 この法律は、ただ御指摘のように、何か冷たい監督

といふようなことをねらいにしておる

のであります。どこまでも退所者をあたたかい氣持で保護して、そ

うして社会に復帰させる、こういうこ

とが主眼になつておるのであります。

不十分であります。しかしながら運用にあたりましては、できるだけ精神的

計算が要求した何分の一しか頂戴できませんので、與えるところが物質的には

よくな退所者を間違なく社会に復帰させるよう、十分職員一同さようにつもりでやるようになつたないと存じ

ております。

○猪俣委員 そうするとこれがあなたの方の立法の目的に沿うように十分活動するためには、どのくらいの予算がほ

しいということを大蔵省に御交渉なさつたか、それをちよつと聞かしていただきたい。

○斎藤(三)政府委員 國立の收容する

場所を考えました時代には、建物の費用が相当かかりますので三十億円ほど

の予算が組まれたのであります。その後いろいろな関係方面的の意向がございまして、さような國立の收容施設といふことは不適であるというような御意見がありました。その後さような收容施設を抜いた予算では、約十億円ほど要求いたしましたのでござい

ます。地方の委員会のなした処分についても、さような國立の收容施設といふことは不適であるというような御意見がありました。その後さような收容施設を抜いた予算では、約十億円ほど要求いたしましたのでござい

ます。地方の委員会のなした処分についても、さような國立の收容施設といふことは不適であるというような御意見がありました。その後さような收容施設を抜いた予算では、約十億円ほど要求いたしましたのでござい

ます。地方の委員会のなした処分についても、さような國立の收容施設といふことは不適であるというような御意見がありました。その後さような收容施設を抜いた予算では、約十億円ほど要求いたしましたのでござい

ます。地方の委員会のなした処分についても、さような國立の收容施設といふことは不適であるというような御意見がありました。その後さのような收容施設を抜いた予算では、約十億円ほど要求いたしましたのでござい

ますると、至るところに「政党に属すと思うのであります。しかしするところに政党に属することができないといふことがあります。そこで

どちら關係がないのであるが、内閣及びその責任問題については、内閣と何ら關係がないのであるが、内閣と何ら關係があるとすれば、その責任者は何人であるか、そういうことについてお尋ねしたい。

○斎藤(三)政府委員 お答えいたしま

す。委員会は中央の委員会が地方の委員会を監督することに相なつております。地方の委員会のなした処分についても、審査を求めて不當と思ふ場合には、審査を求めるところが、中央がさらに再審査をするということになつております。中央の委員会は法務廳の外局になりますおりまして、これ

は法文にも出でておりますが、第三條で「法務府の外局として、中央更生保護委員会」ということになつております。

○猪俣委員 ただ私どもは、予算が大

きでないのにこういふ法案を出し、結局犯人の更生が主だと言ひながら、お説教と監督、監視といふようなこと

に陥るのじやないか、それがいわゆる私ども最も危惧するところなんであ

ります。そこで私第一番にお聞きしたのであります。どうもありがとうございます。

○猪俣委員 入党しておるといふこと

ことが一つの大好きな目安になると存じておられます。

○猪俣委員 だと思ひます。客観的に政党員であるかない

ことかと一いふことを規定する何か基準があつてやつたのじやないですか。これは委員会の構成資格としてだへん重大なことになつておるようであるが、政党に入党するとやめなければならないといふことになります。

○猪俣委員 入党しておるといふこと

のある審問を受け、且つ有利な証拠を提出するに足る期間を與えられた後でなければ、解任されることはない。

○猪俣委員 第七條の第五号で「中央委員会の委員は、弁明の機会のある審問を受け、且つ有利な証拠を提出するに足る期間を與えられた後でなければ、解任されることはない。」かようにいたしております。

○猪俣委員 その審問を受けた後でなければ、解任されることはない。

○猪俣委員 なれば、解任されることはない。」かようにいたしております。

○猪俣委員 して、実際問題において不當のこと

ことになつておるようであるが、政党に入党するとやめなければならないといふことにはまだなつておるが、その政

黨に属したといふことの意義について、何かはつきりした標準をおきめになつたのであるが。あるいはただ漠然と今

なたは委員会が責任者だとおつしやる

ことはそれ以上は議論になりますが、結局のところ、あると、あるいは中央で相当な人な

らはつきりとしておりますが、地方の

場合におきましては、たいがいいまい

い場合が多いのであります。どうい

う標準で入党を判定し、どうい

う標準で入党を認めると存じます。

○猪俣委員 それからこれは刑法の百九十五條には「裁判、検察、警察ノ職務」ということになつております。なお刑法の百九十五條の特別

公務員にあたるのであるかどうか、そ

の点をお聞きしたいと思ひます。

○猪俣委員 公務員であることは間違いないと思ひます。なお刑法の百九十五條の特別

公務員にあたるのであるかどうか、そ

の点をお聞きしたいと思ひます。

○猪俣委員 とは間違いないと存じておりますが、百九十五條には「裁判、検察、警察ノ職務」ということになつております。これには該当しないと存じます。

○猪俣委員 それからこれは刑法の百九十五條には「裁判、検察、警察ノ職務」ということになつております。これはそのときになつて御質問してもよいのであります。犯罪者の犯罪の予防のために保護觀察に付

する、ことに成人について保護観察に付するということであります。執行猶予を付するような状況にある者に対して、保護観察に付するという新たな條件をそこに持ち出すということの可否の問題であります。一体執行猶予に付するような状況は、情狀酌量の余地があるものとして執行猶予を受けるのであります。が、さような犯罪者に対しまして始終観察に行く、付された者から見ると、いつも監視をされておるというような心持を抱かせることが、はたしてほんとうにその人を更生させ、あるいは心機一轉をせしめることに相なるかどうかということは、非常にこれは重大問題であると思うのであります。よほど保護委員にその人を得なければ反対な現象を起すのではないか、やはり始終前科者であるということを近所の人々に知らしめるような、あれは犯罪をやつた男だということを知らぬる者をやつて執行猶予がついた場合に、東京あたりではわざ／＼家をかえる者がある。そうしてなるべく世間から犯罪を犯したことのないよう見られて、まじめに生活したいと思う人間が、そういう場合に始終委員会から妙な人がやつて来て、妙な説教をやらされておると、自分が執行猶予になつたことが暴露するといふようなことで、ほんとうにまじめに立ち返らう、あやまつて罪は犯したけれども、まじめに更生しようといふ者の努力、精進の心持をくじくようなことになるのではないか、私はこれを非常におそれるのであります。抽象的觀念的に考えまして、執行猶予を受けるような状況にあり、執行猶予を受けるような状況にある者に対して、なおその上に保護観察

せするといふことが一つの矛盾した想
念じやないかといふうにも考えられ
るのであります。その点についての御
配慮もあつたことだと思いますが、一
体そういうことに対する心配がないの
だという御確信のもとにこの立案をさ
れたのであるかを承りたいと思いま
す。

ういう範囲まで認めるのであるか。今
プローカー業などがないへん多いので
あります。あいのうは一体正業とい
入るのがどうか、そういうことについ
ての御見解を承りたい。

○齋藤(三)政府委員 これは結局常磐
によつて解釈せられると思ひます。從
いましてプローカーの中でも、經濟資
反になるようなものは正業と認められ
ないと思いますが、犯罪にならないも
のは正業に入れてよいのじないかと
思ひます。なおこの遵守事項に反し
から、それを全部取消すといふような
ことは毛頭考えておりません。これま
一つの手段であります。まったく本
人の更生を促す一つのこととして考
ておるのであります。それに違反して
も、本人のほんとうの意味の究極の更
生に役立つかどうかという観点で運
されなければならぬと存じております。
アメリカのパロール・アンド・コ
ーバーン・ヨンと同じものであります
が、それらの宣言などを見ましても
これに反したらどうこうといふよ
は、本人が今取消した方がよい、將
このままに置けばまた再犯を犯す、
れよりも取消して執行した方が本人
ためになる、本人の更生に、役立つ
どちらかという観点で運用すべきであ
まして、二二天作の五といちよろな
ろばん的な、機械的な運用はぜひと
避けなければならない、かようにも存
在でありますから、これはしつかり
ております。

しておかんといかねと思うのであります。したことは、これは時の政府の性格から、ある性格を持つ時の政府が妙解釈せられると、妙なことになる。ちる正業の解釈は、政府はそれにたしましても、私ども行政府から出された法案を審議するについては、よその意義をただしておかなければならぬと思うであります。たとえば労運動あるいは農民運動を専門にやつれる人は、これは正業に入るのです。入らぬのですか。

○齋藤(三)政府委員 正しい意味で運動ならば正業に入ると思います。

○猪俣委員 それから一定の住居でりますが、これは別に時間を限つた味ではないと思いますけれども、念ためにお聞きするのであります。今宅離でありまして、轉々としてその居を移す場合があるのであります。昔はそれをみな住居不定だといふように言われた場合がある。そこで一定住居に居住するといふことは、時間的な関係があるのかないのかといふをお伺いいたしたい。

○齋藤(三)政府委員 転々として放して、どこへ手紙を出しても届かない、こういうものは一定の住居と言ふことはできないと思ひますけれども現在のような住宅離である期間こり、また事情によつて他の場所にいるというようなものは、やはり一定住居というふうに申してよいかと存

○猪俣委員 次にその二号に「善行を保持すること。」とあります。普段の生活をしておる人が特に善行なるのを保持していなければならぬといふのであるが、「善行を保持する」といふことはどういうことになるのでありますか。毎日一日一善みたいたいことをしなければならぬといふのであるか。普通の市井の人として、平凡の生活をやつておればいいというのか、ちよつと伺いたい。

○齋藤(三)政府委員 必ずしも一日善をやるといろよくなことは考えておりませんので、普通の市民として信のあるような生活をしておる、これで十分であると任せします。

○猪俣委員 そうすると「善行を保すること。」はさうき御説明のようない定の生活の指導の標準をあげたをうような説明ならばよろしいのですけれども、これが固い意味の取扱いの件だといふことになると、この文句はなはだ誤解を招くおそれがあると申であります。今政府委員の御答のように、これを成就しないからいたちに取消しの條件になるという意味でないならば、さしつかえないと申します。善良な市民的生活をやつておればいいのであるといふ意味でござつたらうと私ども了解いたしました。

次に「犯罪性のある者又は素行不の者と交際ないこと。」これはすに犯罪をして裁判所の判決があつたならば客觀的に確定性があるのであつて「犯罪性のある者」ということは、「犯罪性のある者」ということになりますが、これは一体どうい

うこゝる者で良 まめお思意だ弁思は條けいへ持 だ用お一 る生 、やまうちも通を

標準で犯罪性のあるなしを決定するか、またそれを決定するのは何人であるか。これも常識論といえば常識論かもしれないが、本人としては知らず知らず交際した人が、ある人から見れば「もしませんが、本人としては知らず」、これは取消しの條件ということになつて来るとはなはだ困るので、この「犯罪性のある者」あるいは「素行不良の者」という畠目を押される。そうするとものであるか、それは一体何を標準にして考えておるか、その点についてお聞きしたい。

○彦藏(三)政府委員 総局この條文は猪俣さんの言われたように、普通の平凡の信用できるような市民生活を守つて行く。どういふ性質のものでありまして、一「犯罪性のある者」ということも、必ずしも法律の判断のように厳格に考へておるのはありませんで、普通の札つきの常習的な人間とつき合つて、あるいはう者とつき合つてはまた間違いを起すということが、世間の常識ある方人が認めるという場合に本人に注意を促す、それがどうしてもいけなくて、また再犯のおそれが顕著であるという場合に取消しする。またその取消しにつきましては、地方の少年委員会あるいは成人委員会が取消しますが、その取消しについて不服のある場合には、中央の委員会に再審査を求めることがであります。中止の委員会は、國会の両院の同意を得て、何人でも十分信頼できる人を選定いたします。これが、本案の第十六條であります。中止の委員会は、「中央委員会は、左の事項について

て権限を有し、その権限に属する事項をつかさどる。但し、第四号に掲げる事項は、この委員会の専権に属するものではない。」こういう但書がついておりますが、第四号に掲げる事項は、この委員会の専権に属するといふふうに記載するのでありますかどうか。

○齋藤(三)政府委員 第四号につきましても、第一号からその他の各号は、このものは委員会の専権に属するといふふうに記載するのでありますかどうか。

しては、立法の経過から申し上げますと、当初は、この前の國会でもちよどく御説明申し上げたことがありますと、内閣総理大臣を委員長として、関係各大臣及び民間の方がお入りになって、全面的な防犯についてもこの委員会がやるという建前であつたのであります。が、その後いろいろな関係でありますから、その後いろいろな関係で研究を進めました結果、犯罪予防といふことについては、この法律は從つて、この立場においていたすことに相なりました。もつぱら警察あるいは裁判所その他社会施設のすべてが犯罪予防に大きな關係を持つておりますので、第十六條の第四号において防犯のことと書いておりますが、これは何もの委員会の専権に属するものではない。この委員会だけがやるのはございまして、実はこの但書も当然ことでありますと、この委員会が犯罪をやるといつて、ほかの警察など裁判所が犯罪予防をやつてはいかぬ解釈上ならないと存じておるのであります。その他の條文についても、それの分野においてそれゞ、適法だ

関係のある方がやがれになりますことにござ
いて、別にこの法律が拒否しておると
は存じてないのですが、しか
し保護觀察の制度を管理するといふよ
うなことは、この他この法律及び他の
の法律により中央委員会の権限に属せ
しめられた事項」こうあります。が、他
の法律というのは、皆さんのが予定なさ
つておつたのはどんな法律があります
か。

○齋藤（三）政府委員 大だいまでは恩
赦法がその他の法律に入りますし、また
刑法の今度の執行猶予の制度といふよ
うなことによつて、やはり中央委員会の
権限に属することができると思いま
す。さらに今後研究によりまして、宣
告猶予といふような制度も設けられれば、やはり中央委員会の保護觀察とい
う分野に入つて来ると思います。

○上村委員 猶僕委員が質問されたの
で大体書きておりますが、保護觀察制度
といふものは、昔の思想犯、特に治
安維持法の出獄者に適用した有名な制
度でございまして、出獄者を保護監視
するということは名のみであります
て、その実いろ／＼の懲罰を加え、そ
して五年も七年も入つていた出獄者の
自由を相当拘束した法律制度であります
が、それが今日治安維持法などの惡
法の廢止によつてその制度がなくなつ
ているときに、この少年法に名をかへ
て保護觀察制度を設けることは、われ
われのように現にその保護觀察制度を
体験した者から見ますと、はなはだおも
ためごかしの法律であります、いわゆ
るこの保護を受けける人は相当人權の

自由を束縛されるのではないか、かと思ふ。そこでほんとうに少年を保護する。あるいは出獄、執行猶予せられたる者を保護するというありがたい條件にするならばいいのですが、それでは少くとも、ややもするとこれを思想的方面の人もしくはそういった犯罪に適用するの将来を、むしろその制度によって認つて行くということが十分危惧されるわけであります。が、そういう思想的、政治犯的、あるいは人柄にとりましては、社会主義思想その他の政治思想を持つてゐる者にこれが適用になるそれがあると思いますが、当局にお考へては、その点をどういうふうにお考へになつておりますか、この際承りたい。

○斎藤(三)政府委員 この前梨木委員からも同様な御質問があつたそうですが、この立案に当りますては、私ども全然さよならおためごかしに、ある種の目的をもつて彈圧するといふふうなことは、全然考へたことはありません。この條文の三十三條の二項にはつきり書いておりますが、この保護觀察は、思想犯保護觀察のよう、裁判がある刑期を言い渡して、満期が來出した者を、さらに將來のおそれがあるからといふて保護觀察するといふよなことですございませんので、裁判が三年なら三年といふ言い渡しだった、その三年の刑を全部務めさして、あのきゅうくくな、自由を拘束されるとこからいきなり社会の荒波に直無條件で出してしまつといふことが非常に今日までの行刑なり強制保護計画を、本人も參画させて立てさせ

して、そしてそれに向つて教育を施して行く。そしてできるだけ早く出して、ある期間本人が社会に復帰するまでのめんどうを見る。しかもその保護観察の期間は、結局裁判所が三年なら三年を言い渡したその期間を絶対に越えない、結局三年の言い渡しを受けて二年で仮出獄になれば、残りの一年間だけ保護観察をするということだが、三十三條の二項にもはつきりと書いてございます。従つてこの條文は私どもから言うと不必要じやないかと思います。と申しますのは、仮出獄中、仮退院中という言葉は、残つている期間といふ意味でありますから、その裁判所の言い渡した期間以外には出ないということは、解釈上出て來るのであります。が、さらに三十三條の二項におきまして、重複をいといませんで、はつきりとこの裁判所に言い渡された刑の終期との経過後まで及ぶものと解してはならぬ。かように書いてございますので、さような思想犯保護観察法とはまたたく趣を異にした発足からいましましても、ねらいからいましても全然別個のものであることをはつきり申し上げたいと存じます。

ければ執行猶予しないのです。特に今度は刑法を改正して、保護觀察に付す。そなれば今までの刑法で何十年か行われて來たところの執行猶予に本質的にはならないものを、こういう制度によつて執行猶予にして保護觀察に付する、こういう趣旨に承つてよろしいでしようが。

○岡咲政府委員 上村委員のただいまお述べになりました通りに解釈いたしであります。二十五條の二の改正によりまして、從来であれば、裁判所は、執行猶予の言い渡しをせないだらう。よるな犯人に対する執行猶予を言い渡すこと付するならば執行猶予を認め渡すことが本人のために非常に更生を助けると考える場合が相当多いと考えますので、そういう場合には、裁判所は進んで執行猶予に付すると同時に、保護觀察の手続をとつて保護觀察に付する、どういうことにならうと考えます。

○上村委員 その点のためには確かめであります。そうすると今までの法律では執行猶予にすることのできないものを執行猶予にする法律である、こういうふうに解釈してよろしいでしよう。

○斎藤(三)政府委員 一つの新たなる條件が加わりますので、執行猶予の幅が廣くなる、そういうふうに運用されるであろうと私ども考えております。

○上村委員 そのところの境界線を確かめておきたいのですが、今までの刑法でも執行猶予があり、いろいろくわしくい條件、特に保護的なことを要するのであるとのことですが、これがつけたということになりますと、今までの裁判の事情、犯罪者の事情によつては絶対に執行猶予はできないと

いうのでも、こういうことが可能になつて来れば、そのことを裁判所に申し出れば執行猶予を受けることができる。こういふうに解釈してよろしくございます。

○岡咲政府委員 さように解釈してよろしいと考えます。

○上村委員 それならばけづこうであります。大体これは猪俣君が質問されたのでよろしくございますが、三十四條の四号ですが、猪俣さんが聞き残しましたからこの点聞きたいのですが、行住を轉ずるとか、あるいは長期の旅行をする場合には、あらかじめ保護觀察を行う者の許可を求めるということですが、これは近ごろ地方において問題になつておるところのデモ條例と似たような成文であると思うのです。犯罪を犯して執行猶予になつたものであつても、やはり憲法によつて居住権はあると思います。そしてこの長期といふのはどのくらいの期間でござりますか、長期の旅行をすることもさしつかえないのですが、それを一々觀察者の許可を求めるということになるとか、これは憲法違反ではありませんか。この点ひとつ……。

○上村委員 お答え申し上げます。これは居住を轉ずることを禁止するのではなくて、轉する場合に保護觀察を行う者の了解を得るということでありまして、現在の監獄法の第十二章の放逐といふところの六十七條にも同じ文字が使つてございます。なおこの條文については、猪俣委員からお尋ねの際にも申し上げた通りに、これを形式的にちよつと破つたからといふことであります。これは憲法によるのであるのに取消しをするというような

運用をするならば、むしろこのような法律はない方がけつこうだ。私はこう考えておりまして、アメリカの假釈放等の原則というようなものにもはつきりとこのことが書いてあります。假釈放の規則は、假釈放のすべての場合に、犯人を施設にもどすということを常例とすべきでなく、実際にはでき得る限りこれの監督の任にあたる人が人の裁量にまかすべきである。かように申しております。ほんとうに本人の更生をはかるという人道主義的な愛情をもつてこの法律の運用をいたすべきである。がように存じております。

○上村委員 大体趣旨はそういうことだと思います。

○上村委員 今政府委員の方はそういうふうに解釈すると言うのですけれども、こういふうな文字を使つて許可をしておけば、事実許可をしなければその人は居住の移轉ができないし、旅行もできない。そんな居住の移轉もできないし、旅行もできないようなどをして、その人を保護すると言つたのが、全体その人の何を保護するのか、それをひとつ聞きました。

○斎藤(三)政府委員 観察をする者が本人がどこにおるかということを知らないといふことであります。裁判所では普通に許可しないとかいうことは、万々なります。これは許可しないといふようにいたすつもりであります。

○上村委員 そうすると許可制であつて許可をするといふような意味に解していいわけなんですか。

○斎藤(三)政府委員 統制を著しく阻害するような場合はとめると思いまが、そうではない場合には原則として許可をするといふことがあります。

○上村委員 またさような手続をいたしておきました

ことでござしますので、あらかじめ保護觀察をする者の了解を得て、こう一度度に了解いたしております。本人の何を何のために保護してやるかといふことは、本人が一旦誤りを犯して、そして前科者といふような冷い目で見られておる者が、やもすればまた再犯の淵に追いやられるのを教つて、そして健全なる社会人に復させられませんが、やはり一つの責任をもつて仕事をいたすためには、かよらな制度は必要であると存じております。

○上村委員 どうするとこの規定で彈圧するとか、眞の法の意味を阻害するとかいうことは、その管理の委員会においてはしないといふ精神であります。

○上村委員 大体趣旨はそういうことですからそれならば、これは許可を求めるけれども、許可をするとか、また犯罪から保護されるということを願つておる趣旨であります。

○上村委員 ただし通りには行かないのです。ですからそれならば、これは許可を求めるけれども、許可をするとか、せぬとかいうことでなくて、申請したら必ず許可をするのだが、一應届け出る意味になるのですか。その点はつきりひとつ……。

○斎藤(三)政府委員 この法律案にはおきましては、こまかい点は中央委員会が一箇所しかない。そういう状態で、各家庭裁判所で審判しておれによつて、実際に保護觀察をされる方を取消しをする場合の心構えを、手落ちなく詳細にルールできめる、こういうことにしておるのであります。

○上村委員 そうすると許可制であつて許可しないとかいうことは、万々なります。これは少年院法によるところの少年院が全國にどのくらいあります。それが、一箇所しかない。そういう状態で、各家庭裁判所で審判しておる事件によるところのものを収容することができない。従つてなるべく送致をしないようにといつて、拒否しているような実情にあることを知つたのであります。しかし、現在少年院法によるところの少年院が全國にどのくらいあります。それは福岡の國立少年院を観察して参つたのであります。九州に少年院が一院だけは初等、中等の少年院であります。これは中央委員会が一箇所しかない。そういう状態で、各家庭裁判所で審判しておる法律案につきまして、二、三の点について質問いたしたいと存じます。

○斎藤(三)政府委員 上村君の仰せの通りであります。

○北川委員 少年院法の一部を改正する法律案につきまして、二、三の点について質問いたしたいと存じます。

○斎藤(三)政府委員 お答え申し上げます。これは猪俣委員からお尋ねの際にも申し上げた通りに、これを猪俣委員からお預かりした大事な対象者がどこに旅行しておるか、どこに行つておるかもわからぬということでは、まことに申說ない。裁判所のみならず、社会に対しても、また本人に対しても申說ない。それから医療特別少年院はわざか一個しかございません。九州には御指摘の

たたひへん古い刑務所が、戦争中に受到者が非常に減つて多少あきましたので、それを借りて東北少年院といふものにいたしておきました。それをとりあげて特別少年院といったのであります。ですが、刑務所と申しましても非常古い建物でございますので、施設がはなはだ不完備でありますて、始終事故を起しましてまことに申訴ないと存じております。本年度は二億四千万円ほどの予算が公共事業費で少年院のために認められたのでございますが、まだまだ特別少年院として從來の少年刑務所に入つておつたよな子供を收容する施設をつくりますには、未だだけではとても足りない。そういたしますと、本年度内にも十分の特別少年院の施設はできないと思います。御参考まで申し上げますが、起訴した数は昨年の十分の二というふうな状況に相当しております。これは從來拘置所で申し上げますが、本年の一月、二月、東京だけ申しますと、檢察廳に参りました事件は本年度は昨年の二倍弱になつておりますが、起訴した数は少年刑務署に送られた者が、保護所であるいは少年院に送られて参りまして、ちよど堤防の不十分な川と堤防がいい川があつたのを、施設が十分できなかつておられます。これについては何らか懲罰の水を切りかえ、堤防の脆弱な現状でござります。そのために少年保護所に多量の水流し込んだというのも、謹所が焼け、あるいは福島、廣島等に集団逃走がひんびんと起つて来る一大の大きな原因になつておると存じております。これについては何らか懲罰の措置をつくり、手当をいたしまして、一方には本年度の予算を十分に全般的ににらみ合せまして建設をやつてまい。それ以外には方法はないと存じます。

○北川委員 少年院に初等、中等、医学的の施設を設けておるのであります。が、そのほかに特別少年院という制度を設けることは、かえつて少年の補導、矯正に逆効果があるようなことはないでしようか。

○斎藤(三)政府委員 新しく少年法改正しましてやりました趣旨は、申し上げるまでもなく、犯罪を犯す少年はできるだけ刑罰の対象とは見ない。そういうして教育の対象として見ると、大好きな精神から生れているのであります。できるだけ前科者にしないで直すということが、現在においては最も賢明な方法である。それで特別少年院という制度をつくりまして、犯罪性の弱い子供は強い子供で分類いたしまして教育をやる。悪い子といい子と一緒にありますと、どうしても悪い者から教わつたり、あるいは悪い者強い者に泊害され、いろいろな事故を起すこともありますので、少年院法におきましては、分類して収容する。混合収容の弊害を避けることにいたしまして、問題はたいへんないとと思うのであります。が、現在特別少年院が東北に一箇所しかありません。そのために、福岡などはなはだ困る。と申しますのは、共に、この特別少年院が一箇所しかなく、かような状況になつておりまする、かよくなれば、非常に困つたことになります。さらに、実際に少年院の当ります。さらには、東北に少年院の当りますから聞きますと、一箇所だけでいいではありません。そのために、福岡などはなはだ困る。と申しますのは、共に、関係にあつたような者をわけて収容されないということが、非常に困ることだそうです。また東北と関東子供が一緒になれば、言葉の相違等

ら、やはりそこにいざこざを起す、あるいは起すというようなことがござりますので、特別少年院が一箇所しかなく、ということは、少年院の行政上非常に困つてゐる問題でございます。

○北川委員 ただいま逃走の問題がございましたが、実は福岡の少年院にございましても七名ほど逃亡したという実を伺つたのであります。少年にできる限り強制力を用いないといふことは好ましいこととは思いますが、場合によつてはこれらを一定の場所に拘禁するという制度をとる方がいいのではないかと思つてあります。もつとも少年院法には、特別の場合には拘引状を出すことができるという規定がありますが、逃走した場合には、拘引状を出して逮捕するというような制度もいよいよありますし、また現在で逃走を防ぐために、出入口に刑務所と同じような施設あるいはさくを用いるようでありますするが、これを法で明らかに規定され、一定の場合には拘禁することができるという制度おとりになつた方が、人権擁護の立からいたしましても妥当ではないかと思うのでありまするが、この点に御見解を伺いたいと思います。

○斎藤(三)政府委員 少年院は厚生省の児童福祉法による施設と違いますて、場合によつては強制力をとり得る施設と存しております。ただ実際の教育にあたりましては、大体入つた当は検査室というふうな、なるべく他人と接触を断ちまして、精神を安定させて、本人をどういう教育をしたらい状態に置いて、いろいろ本人の身の局

畢竟効率制をとるようにしております。そこで当初はある程度拘禁性を強いところに入れまして、漸次上級行きましたして、一般になれば仮退院がうほとんど近い。そういうものには族縁をつくつて、職員と家族的な生をさせるというふうにいたしております。そういうふうに少年院は強制力を原則として持つておるというふう解釈いたしております。

それから逃走の場合につきましては、この第十四條に「在院者が逃走したときは、少年院の職員は、これを拘束することができる」というやわらかい書き方であります。強制力をもれ戻すことができるということを書いておるのでござります。それで少年院は強制力を持ち得る、こう現在でも積みたしております。

○北川委員 それから少年院の職員ごとに特別少年院の職員の構成についてお尋ねをいたしました。十分御考慮を願つておるに、特別の考慮を拂い、農場、工場、職業補導所などを設けたことは、偉大なる宗教家をもつて、ましては、十分御考慮を願つておるに当らせる、あるいは施設につきましては、特別の考慮を拂い、農場、工場、職業補導所などを設けたことは、確かに必要ではないかと思うのですが、私は視察いたしました岡刑務所におきましても施設がきちんと正ができるといふ現状にあることから、この点について伺いたいと思います。

○斎藤(三)政府委員 仰せの通りございまして、少年院がすことになりますが、この点について伺いたいと思ひます。

はづばご いよいよ まことに 相あわせ 福徳あられ これ おとぎ 院いき 連ら 連して に力ま家もにのり

うござりまするが、実際はきわめて貧弱でございます。また職員の待遇も刑務官よりも月給なり特別な手厚い手当がない、三割の加俸がつかないといふような現状であります。かよくな雑志家のみを期待するというようなことは、少年院には少年問題がすきでやつてみたといふようよりな方が入つておられる存じます。從來二十三年末まで全國に十二の少年院がございましたが、そのうち二箇所だけが國費で建つた。あと十箇所は地元の寄附でできたといふような現状であります。國家が造の少年院に十分めんどうを見ていかつたたゞ、先ほど申し上げましたような予算年は若干の予算をもらいまして、五十年所ほどの少年院をふやし、また本年は、先ほど申し上げましたよる年は頃戴いたしまして、その整備に努めることにいたしまして、数年後にはやや理想に近いようなものにいたしました。かようく存じておる次第であります。

おそれらく世界一だろうと驚きの目をみはつておつたのであります。私も非常に感激いたしましたが、ただ私が観察して感じましたことは、医療施設などか、その他厚生施設関係に非常に余裕がある。今瀬戸の少年院は、収容人員二百名であつて、百六十名の人間を収容しておりますが、あの厚生施設を見ますと、まだ二百人以上の収容能力がある。いま少し政府が瀬戸少年院に頑用をいまして、これを合理的に使うと、いうことになれば、もつと多くの人間を収容して、もつと多くの効果をあげられるというように私は見て参りました。このことに対して政府は調査をなさり、今後どういうふうにこの瀬戸少年院を利用されるお考えでありますか、もしおわかりありましたらお答え願いたいと思います。

の子供が多摩の方に参つておりますから、さような子供は瀬戸の方にまわすということで、全国的に平均した収容の仕方をいたしたいと存しております。なお瀬戸はほかにもたくさんその辺に今新設中のものがござりますから、あの中京地区が一番余裕のあるところになつておりますので、これが利用方法についてはあるいは大阪方面、東京方面から漸次埋めて参るようにならうとしております。

○田嶋(好)委員　お説は一應もつとありますが、私が一番感じますことは、瀬戸少年院がそりした余裕を持つてゐるにかかわらず、名古屋の近傍にある、全く設備のない、ほとんど前の民間とか公共團体等の設備的なものを利用して少年院にかえようというような傾向がある。政府が予算の使用にあたっては、こゝした行き方をしておこなつては、われくが見ましたときに、まつたくむだな行き方をしておこなつては、どううに考えられるのであります。むしろ新しきものをつくるよりも、こうしたりつばなものを生かして予算面を重点的に使う、これがほんとうに國家の予算を生かして使らうことになると思う。政府のやり方に機械的な覚があつて、決して建設的な予算がないということを本員は指摘するでありますから、これに対してもいかに考えになりますか。

○高麗(三)政府委員　御指摘の通り、名古屋近傍において三重に一箇所、岐阜に一箇所、それから名古屋市内に一市内と申しましても町はあります、そこに女子の施設一箇所、それから知多半島の方の肺病の子供を入れる施設を一つ計画

ております。ほんといたずれも完成の計画については從來少年保護團体が廢止になりますと、その大體は國立少年院に收容すべきものといたずらふうに勘定いたしました。名古屋市各府縣に一箇所くらいはやはり近傍に庭裁判所に対應してさような收容施設を設けたてあります。大体の瀬戸の少年院長が審判所長などといふふうに相談をされまして、その近傍に大体各府縣に一箇所くらいはやはり必要でありますといたずらふうな見込みもとで、以上申し上げましたような施設を計画いたしておるのであります。なお少年院は普通の学校のような対者ではございませんで、普通の学校教育と違つて一へん落第したむずかしい子供を扱うのでございますので、どうしても画一的な集団的な教育ではなくて、個別的な教育——その本人のなんとうひねくれた癖をのみ込んで徐々によりをもどして行くといふふうな個別教育を建創いたしておりますので、いかなる名院長が現われようとも、三百、五百といふような数はとてもいふふうに受けません。現在では百十人くらいが一番よいのじやないか大体二百人程度が最大限度といふふうに考えております。瀬戸をもつと大くして行つたらどうかということより、家庭裁判所が動き出した際の入人数とえ合せまして、各府縣に一箇所くらいたずつくるといふふうな計画で進みました次第であります。

いうことになつてゐるようですが、その点を私どもよく調べてみたのであります。が、結局療養所はできても、一日の副食費が十円ということでは、できただけで實際やれないと、だから少くとも療養所であればこの点に対し何かの方策を講じてくれなければならぬという声があるのです。が、この点に対してもどなたお考えをお持ちでしようか、対策を伺いたい。

○齋藤(三)政府委員　ただいまのところは十円でござりますが、大蔵省との話し合ひが大体できまして、四月にさかのぼりまして、一日十八円というところまで参つたのであります。この金額は厚生省の教護院とか療養施設等もあり大体同じレベルであります。刑務所も大体同じであります。またこれは間には悪いことをした子供に悪いことをしてやる必要はないじゃないが、普段も一番むずかしいと思うのであります。が、一番恵まれない上に、よく世間にまじめでやつておる者すら困つておるんだという話をたび々承つておるのであります。が、私どもはそれについて多少考え方を持つております。

普通ならつばな親がある。しかし間違つた子供たちはつばな親がない。親を持たない子供たちはやはり國家が親にかわつて手厚く保護する必要がある。大蔵省にもさう的な特別な意味を持つておることを強調いたして、できるだけ十分な食糧を與えたい、かよう努力いたしたいと思つております。

○田嶋好委員　なお先ほど上の上村君の質問にも関連いたしますが、少年保護の今後の問題に対しても、保護の何にあたる少年院の職員の待遇といふことが問題になつて参ります。今の程度

の職員の俸給をもつていたしましてはなか／＼人が来ない。これは先ほどの御説明の通りであります。いま一つ職員で非常に問題になつております。少年で犯罪を犯すような者でありますから、御経験でもわかりますように、これらの少年の取扱い是非常に危険を招く。現在私の調べました範囲でも、後ろから作業中に先生の頭を子供がなぐりつけ、そしてほとんと白痴となりつけて、そこで一生收容しなければよまで行かないが、相當脳の障害を來しまして、そこに一生收容しなければよそに移れない者まである。それから瀬戸の少年院長、これも右手を少年にやられまして、非常に不自由である。こういう形になりっぱな少年院でありますから、少年院の職員が非常に危険にさらされてこの職にあたつておられるときも危険職にあらずとして、そうした面に対策を講しないでいいという考え方であります。

○斎藤(主)政府委員 同情あるお話を

たいへん感謝しております。仰せの通りに各地でさような危険がありまし

て、最近も福島の方において、教官を

なぐりつけて傷をこしらえたといふ

ともあります。しかし從來ども少年

院の実情が、声が小さくて十分のこと

ができるなかつたのであります。かよ

うなことではりつばな人を得られませ

んで、今後はさよなる点のは正に努

めたいと考えております。

○田嶋(好)委員 今の奉連質問はこれ

でおきまして、少年法の一部を改正する

が、その場合にも、警察方面からさよ

うな注文が出ておるのであります。し

かしながら少年法と児童福祉法とはや

りアプロバーの、個別の違う分野がござりますので、これを統合することは

明の中で、今までの家庭裁判所と都道府県知事との権限は、應区別されてしまつたのであります。それが、この提案理由の説

明の中では、今までの家庭裁判所と都道

府県知事との権限は、應区別されてしまつたのであります。それが、この規定が簡素過ぎるた

めに、その実際の適用におきましては、いろ／＼こんがらかって、相互の連絡に対する規定が十分でなかつたとい

ういうらみがある、こういうことであ

りますが、実際上どういうようにこの

両者がこんがらかつておりましたでし

ますよか。この点に対しまして政府のお

知りになつた範囲をお答え願いたいと

思います。

○斎藤(三)政府委員 実例はあまり適

切な例を存じておりませんが、児童福

祉法で、保護者のない少年または保護

者に保護させることが不適当な少年に

ついては、警察官のみならず、誰かが

発見した場合には、児童相談所に通告

しなければならないという規定がござ

ります。また一方においては、少年法

第六條で、「家庭裁判所の審判に付す

べき少年を発見した者は、これを家庭

裁判所に通報しなければならない。

かよ／＼ことになつております。仰せの通りに各地でさような危険がありまし

て、最近も福島の方において、教官を

なぐりつけて傷をこしらえたといふこ

ともあります。しかし從來ども少年

院の実情が、声が小さくて十分のこと

ができるなかつたのであります。かよ

うなことではりつばな人を得られませ

んで、今後はさよなる点のは正に努

めたいと考えております。

○田嶋(好)委員 今の奉連質問はこれ

でおきまして、少年法の一部を改正する

が、その場合にも、警察方面からさよ

うな注文が出ておるのであります。し

かしながら少年法と児童福祉法とはや

りアプロバーの、個別の違う分野がござ

りますので、これを統合することは

明の中で、今までの家庭裁判所と都道

府県知事との権限は、應区別されてしまつたのであります。それが、この規定が簡素過ぎるた

めに、その実際の適用におきましては、いろ／＼こんがらかって、相互の連絡に対する規定が十分でなかつたとい

ういうらみがある、こういうことであ

りますが、実際上どういうようにこの

両者がこんがらかつておりましたでし

ますよか。この点に対しまして政府のお

知りになつた範囲をお答え願いたいと

思います。

○斎藤(三)政府委員 実例はあまり適

切な例を存じおりませんが、児童福

祉法で、保護者のない少年または保護

者に保護させることが不適当な少年に

ついては、警察官のみならず、誰かが

発見した場合には、児童相談所に通告

しなければならないという規定がござ

ります。また一方においては、少年法

第六條で、「家庭裁判所の審判に付す

べき少年を発見した者は、これを家庭

裁判所に通報しなければならない。

かよ／＼ことになつております。仰せの通りに各地でさような危険がありまし

て、最近も福島の方において、教官を

なぐりつけて傷をこしらえたといふこ

ともあります。しかし從來ども少年

院の実情が、声が小さくて十分のこと

ができるなかつたのであります。かよ

うなことではりつばな人を得られませ

んで、今後はさよなる点のは正に努

めたいと考えております。

○田嶋(好)委員 今の奉連質問はこれ

でおきまして、少年法の一部を改正する

が、その場合にも、警察方面からさよ

うな注文が出ておるのであります。し

かしながら少年法と児童福祉法とはや

りアプロバーの、個別の違う分野がござ

りますので、これを統合することは

明の中で、今までの家庭裁判所と都道

府県知事との権限は、應区別されてしまつたのであります。それが、この規定が簡素過ぎるた

めに、その実際の適用におきましては、いろ／＼こんがらかって、相互の連絡に対する規定が十分でなかつたとい

ういうらみがある、こういうことであ

りますが、実際上どういうようにこの

両者がこんがらかつておりましたでし

ますよか。この点に対しまして政府のお

知りになつた範囲をお答え願いたいと

思います。

○斎藤(三)政府委員 実例はあまり適

切な例を存じおりませんが、児童福

祉法で、保護者のない少年または保護

者に保護させることが不適当な少年に

ついては、警察官のみならず、誰かが

発見した場合には、児童相談所に通告

しなければならないという規定がござ

ります。また一方においては、少年法

第六條で、「家庭裁判所の審判に付す

べき少年を発見した者は、これを家庭

裁判所に通報しなければならない。

かよ／＼ことになつております。仰せの通りに各地でさような危険がありまし

て、最近も福島の方において、教官を

なぐりつけて傷をこしらえたといふこ

ともあります。しかし從來ども少年

院の実情が、声が小さくて十分のこと

ができるなかつたのであります。かよ

うなことではりつばな人を得られませ

んで、今後はさよなる点のは正に努

めたいと考えております。

○田嶋(好)委員 今の奉連質問はこれ

でおきまして、少年法の一部を改正する

が、その場合にも、警察方面からさよ

うな注文が出ておるのであります。し

かしながら少年法と児童福祉法とはや

りアプロバーの、個別の違う分野がござ

りますので、これを統合することは

明の中で、今までの家庭裁判所と都道

府県知事との権限は、應区別されてしまつたのであります。それが、この規定が簡素過ぎるた

めに、その実際の適用におきましては、いろ／＼こんがらかって、相互の連絡に対する規定が十分でなかつたとい

ういうらみがある、こういうことであ

りますが、実際上どういうようにこの

両者がこんがらかつておりましたでし

ますよか。この点に対しまして政府のお

知りになつた範囲をお答え願いたいと

思います。

○斎藤(三)政府委員 実例はあまり適

切な例を存じおりませんが、児童福

祉法で、保護者のない少年または保護

者に保護させすることが不適當な少年に

ついては、警察官のみならず、誰かが

発見した場合には、児童相談所に通告

しなければならないという規定がござ

ります。また一方においては、少年法

第六條で、「家庭裁判所の審判に付す

べき少年を発見した者は、これを家庭

裁判所に通報しなければならない。

かよ／＼ことになつております。仰せの通りに各地でさような危険がありまし

て、最近も福島の方において、教官を

なぐりつけて傷をこしらえたといふこ

ともあります。しかし從來ども少年

院の実情が、声が小さくて十分のこと

ができるなかつたのであります。かよ

うなことではりつばな人を得られませ

んで、今後はさよなる点のは正に努

めたいと考えております。

○田嶋(好)委員 わかりました。

○押谷委員 今の田島君の御質問に關

するところは最近も衆議院の院議で御決議

がございましたので、數回関係各省

が、その場合にも、警察方面からさよ

うな注文が出ておるのであります。もし本

年院の副食は十八円になつたといふこ

ともあります。お尋ねするのであります

が、その場合にも、警察方面からさよ

うな注

いうのが、奈良の少年刑務所長あたりの意見であります。もちろん発育盛りの子供でありますから相当のカロリトはとらしてやりたい、とらなければならぬと思ひのですが、しかし一面社会に出たとき、收容中の食の量との間にカロリーは食の量ではなくて、質で補うてもらしいと言つておるのであります。それがためには今まで主食を基本にしてカロリーをとらしておつたのを、主食はなるたけ外の社会の量と大きき隔たりのないようにして、その不足を副食で補うような配慮が頗る要なものであらうかというような意見があつたのですが、私は犯罪予防更生の上から見るとごもつともな意見であり、中と外とにかよくな大きな隔たりがあるということは考慮しなければならぬことだと思います。この点についてどんな考え方を持つておられますか。

行くということはなか／＼困難である
うといふに思つております。
○押谷委員 次に一点、刑法の一部改
正に関する法律案の関係についてお尋
ねをいたしたいと思います。第二十五
條の二の改正のうちに「懲役又ハ禁錮
ニ付き其執行ヲ猶豫スル場合ニ於テ必
要アリト認ムルトキハ遵守スヘキ事項
ヲ定メテ」とあります。この「遵守
スヘキ事項」というのは大体どういう
ことをお考えになつていらつしやるの
ですか。

○岡咲政府委員 犯罪者予防更生法案
の第三十四条の第二項に法定の遵守事
項がござりまするが、この遵守事項の
ほかに、特に被告につきまして裁判所
が犯罪者の更生をはかるために必要だ
と考えられる遵守事項があるだろうと
考へる次第であります。只具体的に
申し上げることはちよつと困難かと思
いますが、各被告につきまして、た
とえば就職についてとか、あるいは交友
関係についてでありますとか、その
ほか善行を保持するために特に必要な
条件であるとか、いろ／＼具体的に適
当な条件が考えられるのではないかと
思ひます。その条件を、当該の被告に
つきまして執行猶予を言い渡す場合に
附加するわけであります。あるいは
学校關係とか、あるいは居住の場所等
の二項の一から四までに書いてある範
囲を出なかつたと思うのであります。
保護観察を條件とする執行猶予の場合

におきましては、必ずこの遵守すべき條項をつけなければならないのです。あるいはそうでなくとも、三十四號の二項の法定遵守事項だけでいい場合もあり得ると思います。

○岡崎政府委員 その報告について、法定遵守事項だけで足りるという場合もあり得るわけですね。

○押谷委員 保護觀察の最後にある猶予期間中においても、保護觀察に付する必要がないと思うときには取消しができるわけですね。

○岡崎政府委員 趣旨がよくわかりませんが、條件を取消すことができるかといふ御趣旨ですか。

○押谷委員 三七三條の末項の場合に、保護觀察はその期間中であつても必要がないと認められたときには停止し、または解除することができると言つてあります。これが執行猶予期間でももう必要がなくなつて停止をしてやるとか、解除するなどいうことになるかといふお尋ねです。

○齋藤(三)政府委員 お答えいたしました。三十三條の四項に「前項に」と書いてありますが、その前項を見ますと「第一項第一号」となつておりますが、これは要するに少年家庭裁判所、少年保護委員会の観察に付するという保護处分を設けたものだけを限つております。たゞいまのような場合には取扱いをいたしましては、運用の方で、必要ななければやらないことになるのです。さように考えております。実際ではないかと思つておりますが、政府

としては、期間中保護観察をやるといふうちに裁判所がまず決定されましたが、やることにいたしております。
○押谷委員 けつこうです。
間によつてわかりましたので、私はごく簡単に二、「三」の点を伺つておきたいと思います。
○高木(松)委員 大体同僚委員の御質問によつてわかつたので、私はございませんので、やることにいたしております。
○高木(松)委員 大体同僚委員の御質問によつてわかつたので、私はございません。
少年院の教官を採用する方法はどういうようになつておりますか。
○高木(松)委員 試験でやるのが原則でございまますが、刑務所職員、少年院職員は別個の関係がございますので、關係方面的了解を得まして、選考制度で現在採用いたしております。
○高木(松)委員 教官の職務は相当重要な通りで、しかもむずかしいように私は思つた少年の通りに、だれもがもてあました少年を、あまり強制力を使わいで補育するのですから、非常にむずかしい職務であるのですから、だら実際上の待遇が稀薄でございますので、あまり高いことは言つても理想だけになつてしましますから、大体常識的にほどのいいところです。それで、中学卒業程度の者を選任採用いたしまして、中央矯正職員訓練所に入ります。それから管轄区高等裁判所の区域地などに中間監督機関が本年一月からできました。そこに地方の訓練所がございまして、從來は刑務職員だけでございましたが、今度は少年院の職員、あるいは所在の職員、あるいは数年実地

経験を積んだ人等を集めて研修をせり、さらに刑務所の職員や医官といふうに順ぐりに計画を立てて訓練研修をいたことにいたしております。
○高木(松)委員 東北少年院を特別少年院に指定した理由はどこにありますか。
○森藤(三)政府委員 多摩の少年院でござらんいただいてもおわかりの通り、普通少年院には拘禁にたえられないような刑は設けていないのが現状でございます。福島の少年院はきわめて不十分ではござりますが、もとより刑務所として建てられた建物でございますので、若干坪も高くなつておりますし、普通少年院よりは拘禁に適するようになりますが、どうも事故が頻発いたしまして、何らかこれに対する應急の処置をとらなければならぬと考えております。本年度の予算の許す範囲内において、特別少年院をできるだけ充実させて行きたいと存しております。
○高木(松)委員 事故表を見ると、東北少年院が最も多いで、最近では新潟紙上に傳えられたよないうる／＼問題が起きておりますが、政府では設置が不十分なためにこういう事故が起きたとお思いになるか、それとも職員がふなれなためだとお思いになるか、あるいは特別少年院の子供が行つたまゝ、特にそういう事故ができたとお思いになるか、その調査と監査をさせてお漏らし願いたい。
○森藤(三)政府委員 福島の事故が起つたことはまことに申訴ないと存じております。さつそく矯正論局の拘禁課長が現地に参りましたして、数日間滞在して調査いたしまして、今日戻つてき

ることになつております。詳細なことは存じておりませんので、歸つて参りましたとき御報告いたします。

○高木(松)委員 福島の市会と県会とが、時にあの問題を取上げて決議をしている事実があるのです。その内容を見ますと、結局あの設備がああいう不祥事を起すもとになつたということと、あの位置は私どもも観察したので

すが、山の中腹にあつて、山の上で桜の花見をしていると、中がよく見えるような状態に置かれておつて、あらゆる点からまつたく適しないように私どもは拜見して來た。市会の決議にも県会の決議にもこのことがある。私ども

しろうとの常識判断でもあそこはまったく適していないと思うが、政府はどういうふうにお考えになつているか伺いたいと思ひます。

○斎藤(三)政府委員 福島の御山町にござります東北少年院は、場所とい施設といい、特別少年院として適當のものとは存じおりません。昨年から

少年院をつくるべくいろいろ敷地等を探し求めておつて、せつかく仙台の郊外に適当なところが見つかつたと思つても、よく調べて見たら、耶蘇山の鉱区で穴が明いているといふようなことで、それもだめになつたのであります。幸い最近、仙台の郊外に相当の坪数をもつ條件のよい土地が手に入りましたので、予算がきまり次第さつ

そくそちらに新設する計画を立てております。

○高木(松)委員 今政府のお話を聞くと、新しく近代的なものをつくつて、それれども、私ども視察した結果と

その趣旨に沿うようなことにするそ

うですけれども、私ども視察した結果と

して、彼らの部屋に中便所がありま

すが、この便所を新しくできるまで取

り置いて、適當な処置をするようなお考

えがあるかないか。便所が中にあつて、臭くてたまらぬといふことを子供

が皆訴えておりますので、便所だけでも何か適當な施設ができるないものか。何かやるお考えがあるか伺いたい

と思います。

○斎藤(三)政府委員 御指摘の点は、調査に参りました課長がきょう帰りま

すので、関係方面ともよく打合せまし

て、できるだけ善処したいと思つてお

ります。便所につきましては、実は東京の觀護所も中にございまして、たいへん見苦しいので、昨年水洗式にいたしましたが、結局止めてしまつたような状態で、予算の許す限り、改善すべきものは躊躇なく改善し

たいと思つております。

○斎藤(三)政府委員 御指摘の点は、調査に参りました課長がきょう帰りまして、関係方面ともよく打合せまして、できるだけ善処したいと思つてお

ります。便所につきましては、実は東京の觀護所も中にございまして、たいへん見苦しいので、昨年水洗式にいたしましたが、結局止めてしまつたような状態で、予算の許す限り、改善すべきものは躊躇なく改善し

たいと思つております。

○花村委員長 本日の質問はこの程度にとどめ、質問の残つておられる方の御質問は他日に譲りたいと存じます。

○花村委員長 ほかに一般の申出人のうちより

午後四時四十四分散会

○花村委員長 公判前の証人等に対する旅費、日雇人の選定に関しましては、委員長に一

任せられておりましたが、大体次のよう

にいたしたいと存じます。
宿泊料等支給法案(内閣提出)に関する報告書

司法警察職員等急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

裁判所側 天野 武一君
岡 孝郎君 前沢 忠成君
眞野 裕君

学識経験者 我妻 栄君
朝川 伸夫君 永田第四郎君
柴田 武君

弁護士側

水野東太郎君
伊勢 勝藏君

西島 芳二君

山本 嶽君 副島 次郎君
上西 韶子君
山口 摶郎君

新聞社関係

西島 芳二君

伊勢 勝藏君

水野東太郎君
伊勢 勝藏君

西島 芳二君

伊勢 勝藏君

西島 芳二君

伊勢 勝藏君

伊勢 勝藏君

伊勢 勝藏君

司法警察職員等急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

司法警察職員等急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

〔公判前の証人等に対する旅費、日雇人の選定に関しましては、委員長に一

午後四時四十四分散会

午後四時四十四分散会

午後四時四十四分散会